

## グランドフィットネス 24 hakuyo 規約

### 第1条 適用範囲

本規約は、株式会社柏洋（以下「会社」という）が経営し、管理運営する第2条のスポーツクラブの利用に関して適用されるものとします。

### 第2条 名称

第1条に定めるスポーツクラブの名称は「グランドフィットネス 24 hakuyo」（以下「本クラブ」という）（所在地「千葉県柏市富里2丁目3番5号」）とします。

### 第3条 目的及び会員制度

本クラブは、会員制とし、会員が施設を利用して心身の健康維持及び増進を図り、会員相互の親睦を図り、地域のコミュニティの場とすることを目的とします。

本クラブに入会される方は、本規約やご利用についての注意事項に同意した上で本クラブの指定する書類等を提出して会員となりご利用できます。

### 第4条 入会資格

本クラブの入会資格は以下の通りとし、項目に全て該当する方とします。

1. 本規約及びご利用についての注意事項等諸規則を遵守する方（未成年の場合は、親権者の同意が必要です。この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします）
2. 中学生以上の方に限ります。
3. 和彫りのいわゆる刺青がない方。それ以外のいわゆるファッションタトゥーがある方は事前にその申告をして本クラブ責任者の審査に通った場合には、館内何れの場所においても見えないように隠していただきます。
4. 暴力団その他反社会的勢力と会社が認める組織に所属していない方。
5. 医師等により運動を禁止されてない方及び妊娠中でない方で、本施設の利用に支障がない方。
6. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有していない方。
7. 過去に会社の運営する施設から除名の通告をされておらず、会社が適当と認めた方。

### 第5条 入会手続き

前条の入会資格を満たす本クラブへの入会希望者は、以下に定める手続きを行うことにより入会手続きが完了します。

1. 本クラブ指定の入会申込書に必要事項を全て記入し、提出する。
2. 別に定める諸費用（入会金、システム利用料、傷害保険料、1ヶ月分の月会費、カード

発行料)の合計金額を支払い、月会費の口座引き落としの登録手続きを行う。

#### 第6条 月会費及び支払い方法

1. 月会費は、SMBC ファイナンスサービス(代行サービス)経由で、ご希望の金融機関(一部ご利用頂けない金融機関もございます)から毎月27日の引き落としとなります。
2. 会員制のため、月の途中退会はできません。また、ご利用がない期間でも退会届が未提出の場合は、支払い義務を免れたり、返金には応じかねます。
3. 一旦納入された入会時諸費用及び月会費は、会社の故意または過失による場合を除き、一切返金致しません。

#### 第7条 遵守事項

会員は、本クラブのご利用にあたり、以下の事項を遵守するものとします。

1. 自らの体調、体力等を考慮し、自己責任の元で運動を実施すること。また、治療中の症状がある場合は、主治医の承諾を得て運動を行うこと。本クラブが必要と認めたときは、医師の診断書の提出に応じること。
2. 高額な金銭、貴重品等を本施設に持ち込まないこと。また、所持品の管理は自らの責任で行うこと。
3. 会員以外の第三者、ペット等を施設に立ち入らせないこと。
4. 本施設内の秩序を乱す行為を行わないこと。
5. その他、本規約及びご利用にあたっての注意事項を遵守し、本施設スタッフの指示に従うこと。

#### 第8条 会員資格の譲渡、貸与等の禁止

会員資格は、他に譲渡、相続または貸与できません。また、会員証の使用は、本人に限定します。

#### 第9条 会員以外の方の施設利用

会社は、特に必要と認めた場合は、会員以外の方の施設利用を認めることができます。その場合、会員以外の方のご利用時についても、本規約は適用されるものとします。

#### 第10条 自動継続

会員資格は、本人による退会手続き、会社による会員の除名手続きを除き、自動的に継続されます。

#### 第11条 休会及び退会

休会する(1ヶ月単位で休む)の場合は、当月15日までに休会届けを電話または直接本施設受付に届け出てください。休会期間の月会費は1,100円とします。

その後復帰を希望する場合は、本施設受付に届け出るか、電話にて手続きをお済ませ下さい。

退会を希望する会員は、当月 15 日までに退会届用紙に必要事項を記入の上、直接本施設受付に届け出ることにより、当月末日をもって退会となります。電話での退会はお受けできません。

また、会員が自己都合により月会費を3ヶ月以上滞納した場合は、自動的に退会扱いとします。滞納分については完納いただきます。

## 第 12 条 会員の除名

会員が、以下の事項に該当する場合、会社は当該会員を本クラブから除名することができます。

1. 第 4 条に定める入会資格を充足していないことが判明したとき。
2. 本規約及びその他本クラブの諸規則に違反したとき。
3. 他の会員やスタッフに対して誹謗中傷、暴力行為、威嚇行為、ストーカー行為等の迷惑行為があったとき。
4. 本クラブ内において無許可での営業活動、セールス行為、布教活動、その他の勧誘行為及びそれに類する行為があったとき。
5. 本クラブの施設、器具、備品を故意に損壊したときや無許可で備え付け備品を持ち出したとき。
6. 法令や公序良俗に反する行為があったとき。
7. 刃物、火薬類、有害性物質、薬物等危険物を館内に持ち込んだとき。
8. 会費・諸費用の支払いを滞納し、催告を受けても完納しないとき。
9. その他会社が社会通念上、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

## 第 13 条 施設利用の禁止、退場

会員が、以下の事項に該当する場合、会社は当該会員に対して施設利用の禁止、または退場を命じることができます。

1. 刺青があることが判明した場合、タトゥーが見えている場合。
2. 集団感染する恐れのある疾病を有する場合。
3. 酒気を帯びている場合、薬物を使用している場合。
4. 諸規則を遵守しない場合、スタッフの指示に従わない場合。

## 第 14 条 会社の免責

会員が本クラブの施設を利用中、会員自身が受けた損害に対して、会社は、会社に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責任を負いません。会員同士の間が生じたトラブルについても、会社は会社に故意または過失のある場合を除き、一切関与せず、責任を負

いません。

#### 第 15 条 持込物に関する責任

会員は、本クラブの利用に際して持ち込んだ物について、自己の責任をもって管理するものとし、その持込物の盗難、紛失または毀損について、会社は、会社に故意または過失がない限り、一切損害賠償責任を負いません。

#### 第 16 条 施設の休業等

会社は、本クラブの休業日を定めることができるとともに、以下のいずれかの場合により、営業に支障があると判断するときは、本クラブの施設営業を臨時休業または閉鎖することができます。この場合、法令に基づく場合または本クラブが認める場合を除き、会員の会費及び諸費用の支払い義務が減免されることはありません。

1. 台風、地震、火災、停電、戦争、動乱、暴動その他、本クラブの責めに帰さない事象が発生したときまたはその恐れがあるとき。
2. 本クラブの施設の増改築、修繕、点検を要するとき。但し、この場合は急を要する事態でない限り、原則として会社は、会員に対して1ヶ月前までにその旨を告知することとします。

#### 第 17 条 発効

本規約は、2023年11月1日より施行いたします。

株式会社柏洋では、下記の項目に該当する方の入会・入館をご遠慮いただいております。

**【ご入会】**

- ・ 伝染病の方
- ・ 医師から運動を止められている方
- ・ てんかん又は卒倒性体質の方
- ・ 伝染性皮肤病疾患の方
- ・ 性病の方
- ・ 高度の貧血症の方
- ・ 結核患者及び結核要注意の方
- ・ その他、本クラブが入会を禁止と判断した方

**【感染症対策としてご入館をお控えください】**

- ・ 平熱を超える発熱
  - ・ 咳、喉の痛みなどの風邪の症状
  - ・ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）の症状
  - ・ 嗅覚や味覚の異常
  - ・ 新型コロナウイルス陽性の判断がなされ完治証明のない方
  - ・ 新型コロナウイルス陽性とされた方との濃厚接触がある場合
  - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
-